

台北市日本工商会運営要領

2001年11月2日役員会決議修正
2003年4月11日役員会決議修正
2005年4月6日役員会決議修正
2006年7月7日役員会決議修正
2006年11月3日役員会決議修正
2007年5月4日役員会決議修正
2008年7月4日役員会決議修正
2009年7月3日役員会決議修正
2016年3月24日役員会決議修正
2019年3月26日理監事会決議修正
2020年3月24日理監事会決議修正

本会の運営を円滑にする為、会則のほか、下記の通り運営要領を定める。
この運営要領の変更、もしくは追加は、理事会で決定し、総会に報告するものとする。

第一条関係

英文名称

本会の英文名称は”The Japanese Chamber of Commerce and Industry, Taipei”とする。

第五条関係（部会の設置）

会員の業務上の便宜を増進する為、次により部会を設置する。

（一）構成

- 1、繊維部会
- 2、医薬品医療機器部会
- 3、化学品部会
- 4、一般機械部会
- 5、自動車部会
- 6、電機電子部会
- 7、金属部会
- 8、食料物資部会
- 9、運輸観光部会
- 10、建設部会
- 11、金融財務部会
- 12、商社部会
- 13、流通部会
- 14、合併会社部会

- 15、情報通信部会
- 16、サービス部会
- 17、エネルギー部会

(二) 設置及び改廃の方法

理事会が必要と認める時は、部会の設置、及び改廃を行うことが出来る。

(三) 部会員

参加を希望する法人会員の正会員、及び準会員とする。尚、正会員、準会員以外の社員（国籍不問）であっても当該部会長の承認があれば特別に参加できることとする。

(四) 部会長

部会長は、理事長が原則として理事・監事の中から、止む得ない場合は第一号正会員から候補者を推薦し、部会の承認を得て決定する。任期は一年とする。部会長は理事・監事でない場合はオブザーバーとして理事会・監事会に参加することが出来る。

(五) 運営方法

- 1、部会毎に幹事二名を選出し、幹事は部会員相互の連絡調整に当たる。幹事の任期は3ヶ月の輪番制とする。
- 2、部会は原則として年間四回以上回開催する。
- 3、部会は年二回発行される会報に掲載する為に、部会報告を8月末、及び2月末迄に会報委員会に提出するものとする。
- 4、部会開催に係る会議費は1名につき300元を本会が負担する。会議以外の活動は本会が負担しない。
会議費の支給基準は下記とする。
 - ① 部会長会社と幹事会社に各2名まで。
 - ② 部会会員は各社1名とする。
 - ③ 準会員は出席者全員とする。
 - ④ 部会開催報告書、会議費請求書、出席者リストに基づき支給する。
- 5、部会は必要に応じ部会長の判断でその下に分科会をおくことができる。

第五条関係（委員会の設置）

会務運営の円滑を図る為、次の委員会を置く。

(一) 構成

- | | |
|---------|-------------|
| 1、総務委員会 | 4、 商務広報委員会 |
| 2、催事委員会 | 5、 基金運営委員会 |
| 3、会報委員会 | 6、 知的財産委員会 |

(二) 設置及び改廃の方法

理事会が必要と認めるときは、委員会の設置及び改廃を行うことが出来る。

(三) 委員長及び副委員長、委員委嘱

委員長は原則として理事・監事の中から、止む得ない場合は第一号正会員から理事長が委嘱する。委員は正会員の中から、委員長が選出し、委嘱する。委員長は副委員長を置くことができる。副委員長は原則として理事・監事の中から、止むを得ない場合は第一号正会員から委員長が推薦し、理事長が委嘱する。

委員長は理事・監事でない場合はオブザーバーとして理事会・監事会に参加することが出来る。

(四) 委員の人数及び任期

委員人数は、各委員長が必要に応じ決めることが出来る。任期は1年とする。但し委員の再任は妨げない。

(五) 運営方法

1、委員会は必要に応じ、委員長が随時召集する。

委員会は必要に応じその運営規定を策定し、理事会の承認を得る。

2、委員会の任務

(1) 総務委員会：理事会の活動を補佐する。各委員会に属さない諸問題点について検討が必要な場合、下部組織として随時研究会等を設置する。

(2) 催事委員会：例会のプログラムの編成並びに、会則に則った事業活動を企画運営する。

(3) 会報委員会：年二回会報を発行する。

(4) 商務広報委員会：会報を除く広報活動の推進。「白書」の作成・提出を通じて、中華民国政府へ提言・要望事項を提示。日本の経済団体との交流、情報交換の役割を担うと同時に当国関係機関や経済界及びその関係団体、当地外国工商団体との折衝交流を行う。

(5) 基金運営委員会：基金を設置して文化、福祉事業を行い、地域社会との共生を図る。基金運営委員会が基金の運営及び管理に当たる。

運営管理要領を別途定める。

(6) 知的財産委員会：知財問題について台湾政府機関と折衝交流を行なう。知財マインド向上を図るため勉強会を開催する。最新の知財情報を収集・配布することにより会員の間で情報の共有を図る。

第七条関係

(一) 入会手続き

法人会員、又は準会員として本会に入会を希望するものは、二社以上の法人会員代表者の推薦を得て理事会に申し出て、その承認（理事長・常務理事を含む全理事の三分の二以上の同意を経て）を得なければならない。前項の申出に対し、理事会は理由を明示せず入会を拒否することが出来る。

(二) 第一号正会員数の変更

第一号正会員数に変更ある場合は、法人会員代表者は直ちに理事長に届出なければならない。

(三) 正会員の變動

正会員に變動ある場合は、法人会員代表者は直ちに理事長に届出するものとする。

第十三条乃至第十四条関係

(一) 選挙開催日

理事・監事選挙は、毎年四月に開催する定期総会に於いて行う。

(二) 選挙管理委員会

選挙を管理する為、理事長は総会の3ヶ月前迄に、理事会で総務委員会の委員を選挙管理委員に指名・委嘱し、総務委員長会社所属の委員を選挙管理委員長に指名・委嘱し、理事会の承認を得るものとする。

選挙管理委員会は、選挙公報（立候補者名、及び略歴等の資料）を作成し、選挙人に配布する。

(三) 理事・監事立候補（立候補制度）

会則第八条に定める被選挙権を有するもののうち、法人会員代表者のみ理事・監事に立候補することが出来る。理事・監事に立候補するものは、総会の3ヶ月前から、10日前迄の間に、選挙管理委員会に対し、立候補の届出をせねばならない。

(四) 理事選挙

投票に参加する第一号正会員の前項立候補者中からの二十三名無記名連記式投票による。

(五) 監事選挙

投票に参加する第一号正会員の前々項立候補者中からの三名無記名連記式投票による。但し、既に理事に選出されたものは、選出の対象としない。

(六) 得票数が同数の場合の取扱

理事、監事選挙に於いて得票数が同数の為、最下位当選者が決定しない場合は、抽選により順位を定める。

(七) 理事・監事欠員の補充

任期中、理事・監事に欠員が生じ、改選するまでは同社の後任者はオブザーバーとして理事会・監事会に出席することが出来る。

欠員が理事長、及び常務理事の場合には、理事の互選により、理事の互選により、これを補充するものとする。

第十六条関係

(六) その他執行すべき項目

① 理事会は会のロゴマークを作成し、台湾国内の商標登録手続きを行うとともに、その使用規則を別途定める。

② その他

第二十条関係

(一) 事務局の雇員と処遇

事務局の事務を補佐する為、理事長は常務理事（総務委員長）の同意を得て、雇員を雇用する事が出来、又その日常的処遇を決めることが出来る。

(二) 事務局総幹事の役割と権限

事務局総幹事は理事会が別途定める総幹事の役割と権限に基づき事務局の日常業務を総覧し、理事長及び理事会・監事会を補佐する。

総幹事の下に副総幹事を必要に応じ設けることもできることとする。

第二十二、二十三条関係

(一) 委任状の取扱

委任状は総会成立の為の定足数としては算入するが、議決権、及び投票権は認めない。

(二) 議決権、投票権の代行

第一号正会員が総会に出席出来ない場合は、第二号正会員を第一号正会員の名に於いて総会に出席させ、議決権、及び投票権を行使させることが出来る。

第二十四条関係

会員の除名

次の各号に該当する会員は、総会の決議により除名されることがある。

- 1、本会の信用を著しく損なう行為、又は本会の目的を著しく防げる行為があったとき。
- 2、会費の納入を6ヶ月以上未納、これを改める意志がみられないとき。

第二十七条関係

(一) 開催

理事長が特に必要と認めた場合は、例会を休会、又は変更が出来ることとし、理事長は会員に対しその旨を通知するものとする。

(二) 参加資格

正会員、及び準会員とする。

但し、正会員については、別に臨時会費を納入する場合を除き、その所属法人会員の第一号正会員数を限度とする。

(三) 司 会

司会は理事長が行う。

第二十八条関係

(一) 会 費

本会の会費は毎年1～3月の間に年間会費の12カ月分を事務局に前納しなければならない。新たに入会する場合は入会承認を受けた月から、その年の12月分迄の会費を入会時に前納するものとする。退会する場合は退会承認月からその年の12月までの分を返却する。但し一か月未満の場合は返却しない。

(二) 臨時会費

- 1、通常会費の外、特別の行事等の為、理事会が特に必要と認めた場合は、臨時会費を徴収することがある。
- 2、正会員はその所属法人会員の第一号正会員の数を超えて例会に出席する場合は、一名につき新台幣600元を納入するものとする。但し、正会員入退会挨拶の為、新旧正会員が例会に出席するときを除く。

(三) 寄付行為

本会は会員以外のものから寄付行為を受ける場合は、理事会の承認を得るものとする。

台北市日本工商会
基金運営委員会・運営管理要領

2003年4月11日修正

第一条：基金の設立目的

本基金は日本工商会の主旨に基き、日台親善並びに両国間の貿易、経済の発展に寄与する目的の一環として基金を募り、文化事業又は福祉事業等を行い地域社会との共生を図る。

第二条：本基金は台北市日本工商会基金と称し、基金を台北市日本工商会内に置き、運営委員会に依り運営及び管理するものとする。

第三条：本基金の運営を円滑にする為、下記の通り運営管理要領を定める。

この運営管理要領の変更、もしくは追加は理事会で承認・決定するものとする。

第四条：運営方法：

一、運営委員会の構成

日本工商会理事会内に運営委員会を設置して運営を行う。

運営委員長は理事・監事の中から理事長が委嘱する。委員は正会員の中から委員長が委嘱する。必要に応じて正会員以外の顧問若干名を置く事ができる。選任の方法は委員長が推薦し、理事長が委嘱する。

二、委員の人数及び任期

委員：二十名以内 任期：一年

三、基金の募金方法及び金額

1、特別会費：

会員各社より特別会費を集める。即ち会員各社の第一号正会員数を口数と決め、初年度一口金額は年 NT\$ 12,000 元とする。納入方法は会費の納入法に準拠する。次年度以降は NT\$ 12,000 元を最高額として理事会にて決定する。

2、寄付：

会員各社は上記の金額を超えて基金に寄付することが出来る。

3、初年度の基金の一部として日本工商会繰越金より NT\$ 250 万円を組み入れる。

第五条：基金の募金期間

1996年4月を開始時期とし、基金の募金期間は初年度を含めて5年とする。

第六条：目標事業

運営委員会は毎年目標とする事業について年度計画をたて理事会に報告する。

第七条：会計報告

基金の会計年度は台北市日本工商会の会計年度に準じ、会則第25条及び第26条を適用して定期総会にて会計報告を行う。

(附則)

- 1、基本財産を30百萬元と考え、原則としてその運用益を寄付事業の源泉とする。
- 2、単年度赤字予算を計上する場合も、この基本財産を毀損しないよう運営する。
- 3、基本財産確保のための資金が不足する場合には、当該寄付事業の妥当性を検証すると共に基金の永続性を担保すべく、工商会予算に当該不足額を基金補助として計上し、理監事会の決定を得て補填する事とする。